

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

現行			改正案			改正理由
本文 (略)			本文 (略)			
別表			別表			
法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額	
1 文書又は 図画(2の項 から4の項 まで又は8 の項に該当 するものを 除く。)	(略)	(略)	1 文書又は 図画(2の項 から4の項 まで又は8 の項に該当 するものを 除く。)	(略)	(略)	
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額		ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額	
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額		チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当	(略)	(略)	7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当	(略)	(略)	
	ヘ 光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリ	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額		ヘ 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリ	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額	

するものを除く。)	メートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	
	(略)	(略)
	リ幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円加えた額
	又幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円加えた額
	ル幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
(略)	(略)	(略)

するものを除く。)	メートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付	
	(略)	(略)
	リ幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき800円(日本産工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円加えた額
	又幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき1,800円(日本産工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円加えた額
	ル幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複製したものの交付	1巻につき590円(日本産工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
(略)	(略)	(略)

附 則 (令和元年8月2日規程第12号)
この規程は、令和元年8月2日から施行し、令和元年7月1日から適用する。